

平成 26 年 10 月 1 日から、高齢者用肺炎球菌ワクチンが予防接種法に基づく定期接種に加わりま  
した。年度毎に定期接種の対象者が定められており、対象となる年度のみ 1 人 1 回、接種費用の補  
助が受けられます。現段階では平成 28 年度の年度対象者が定期接種として接種を受けることがで  
きる機会は、平成 29 年 3 月 31 日までの 1 年間です。対象者のうち希望の方は、接種機会を逃さな  
いようご注意ください。

**平成 30 年度の年度対象者の方には、8 月中旬頃に個別案内(ハガキ)を郵送します。**個別案内(ハ  
ガキ)を待たずに早めに接種をご希望の方は、委託医療機関へ事前予約の上、お受けください。

## 接種対象者

---

過去に、肺炎球菌ワクチン(23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン「ニューモバックス NP」も  
しくは「ニューモバックス」)の予防接種を 1 度でも受けたことのある方は対象となりません。

### 1. 平成 30 年度の年度対象者

---

- 平成 29 年度に、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる市民の方(表の生  
年月日に該当する方。誕生日前でも接種可。)
- なお、今後、平成 31 年度までは、その年度毎に表の対象となる方の生年月日が変わります。(101  
歳以上の方は平成 26 年度のみ対象です。)
- 平成 30 年度の年度対象者が定期接種としてお受けいただける機会は、現段階では平 30 年度の実  
施期間(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)のみです。

#### 平成 30 年度対象者一覧

65 歳	昭和 26 年 4 月 2 日から昭和 27 年 4 月 1 日
70 歳	昭和 21 年 4 月 2 日から昭和 22 年 4 月 1 日
75 歳	昭和 16 年 4 月 2 日から昭和 17 年 4 月 1 日
80 歳	昭和 11 年 4 月 2 日から昭和 12 年 4 月 1 日
85 歳	昭和 6 年 4 月 2 日から昭和 7 年 4 月 1 日
90 歳	大正 15 年 4 月 2 日から昭和 2 年 4 月 1 日
95 歳	大正 10 年 4 月 2 日から大正 11 年 4 月 1 日
100 歳	大正 5 年 4 月 2 日から大正 6 年 4 月 1 日

### 2. 満 60 歳以上 65 歳未満の身体障害者手帳 1 級相当の方

---

- 接種日時時点で満 60 歳以上 65 歳未満の市民で、身体障害者手帳 1 級相当の心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障がいのある方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいのある方
- 身体障害者手帳または医師の証明が必要です。

## 実施期間

---

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

## 使用ワクチン

---

肺炎球菌ワクチン(23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン「ニューモバックス NP」)

## 接種回数

---

1 回

## 接種場所

---

市内の病院・医院などの委託医療機関で接種することができます。平成 30 年度新潟市高齢者用肺炎球菌予防接種委託医療機関名簿は、各区役所健康福祉課、出張所、地域保健福祉センターに設置するほか、ホームページに掲載しています。

## 自己負担額

---

- 本市に住民登録があり、市内の委託医療機関で接種した場合、自己負担額は 4,000 円です。
- 市外(県内)の医療機関で接種を受ける場合には、自己負担額が異なります。
- 対象の方で、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料です。(市民税については平成 30 年度課税分(29 年分所得)で判定します。接種を希望する時期によって補助の方法が異なりますので、詳しくは下記「市民税非課税世帯の方への補助方法」をご覧ください。)

## 市民税非課税世帯の方への補助方法

---

無料接種券(ハガキ)を、平成 30 年度分の市民税確定後の 8 月中旬頃に郵送します。